

被扶養者の認定要件について

主として組合員の収入により生計を維持され、収入基準など一定の条件を満たす家族の方は組合員の「被扶養者」として、共済組合の被扶養者証(保険証)を使い、医療機関で療養等を受けることができます。

ここでは、収入基準などの基本的な要件を記載していますので、被扶養者の収入の現況と照らしあわせて、被扶養者の資格を満たしているかどうか、あらためて確認をお願いします。

なお、「税法上の扶養親族だから」、「収入基準額を満たしているから」というだけで被扶養者になれるのではなく、社会通念上、**組合員が主たる扶養者であり、組合員の収入が生計の中心を担い、経済的に扶養されているという実態がある**ことが必要となりますので、ご注意ください。



1 認定基準額

収入は、被扶養者としようとするときにおける、恒常的な収入の見込みにより算定します。

なお、パートやアルバイト等による給与収入がある方については、給与月額を基礎とした年額判定を行います。

年 額

- ① 60歳未満の者、60歳以上の者で公的年金を受給していない者……………130万円
- ② 60歳以上の公的年金受給者……………180万円
- ③ 障害年金受給者……………180万円

月 額 (パート・アルバイト勤務者など。賞与がある場合は、賞与を含む。)

- ① 108,334円(130万/12月)
- ②及び③ 180万円から年金額を除いた額を12月で除して円未満を切り上げた額

日 額 (雇用保険の失業給付の受給者など)

- ① 3,612円(130万/12月/30日)
- ②及び③ 180万円から年金額を除いた額を12月及び30日で除して円未満を切り上げた額

※月額及び日額の、年齢等による対象者の区分は年額と同じ。



2 被扶養者認定上の「所得」の取り扱い

被扶養者認定における所得とは、所得税法に基づく所得をさすものではなく、給与、年金をはじめ、事業収入、不動産収入、利息、配当金等**全ての収入**をもとに算定します。(一時的な収入については、収入には含みません。)

① 給与収入等 (給料・賞与・手当・賃金等)

保険料等を控除する前のいわゆる総収入額で、通勤手当等諸手当を含みます。

②年金収入等

次に掲げる法律等に基づく年金等で、税や社会保険料が控除される前の総支給額をいいます。

公的年金:国民年金、厚生年金、
共済年金

区 分	種 類
老 齢 年 金	公的年金のうち、老齢(退職)年金として給付されるもの
遺 族 年 金	公的年金のうち、遺族年金として給付されるもの
障 害 年 金	公的年金のうち、障害年金として給付されるもの
個 人 年 金	生命保険会社等から年金として給付されるもの(※)
そ の 他	企業年金、農業者年金、議員年金、厚生年金基金、 国民年金基金、恩給 等

※個人年金については、総収入(支給額)をもって収入として取り扱います。

③事業収入、不動産収入 (農業・商業・製造業・その他の事業から生じる収入)

総収入金額から、社会通念上、その収入を得るために明らかに必要であると共済組合が認める経費を控除した額とします。**(所得税法上の必要経費でも、被扶養者の認定では認められないものがあります。)**

なお、事業(農業を含む。)収入で、事業(家業)に従事している者と収入の名義人が異なる場合は、名義上の収入の帰属にかかわらず、実際に事業(家業)に従事している者の収入として取り扱います。

※ 法人の代表者、常勤の役員は、報酬の額に関わらず、社会保険の適用となりますので被扶養者にはなれません。



④利子収入・配当収入 (預貯金利子・株式配当・有価証券利息等)

⑤株式等取引による譲渡収入

株、投資信託、外国為替証拠金取引(FX)、先物取引等のいわゆる資産運用に係る収入をいいます。

なお、株式等の譲渡収入については、一度に全て売却した時のみ一時的な収入として被扶養者認定における収入には含みませんが、それらの資産を保有し続け、運用取引をすることにより生じる収入は、恒常的収入として収入に含みます。また、繰越損失は考慮しません。

⑥社会保険各法による給付金 (失業給付、傷病手当金、出産手当金、児童手当等)

失業給付や傷病手当金などの給付金を受給する場合、日額3,612円以上の額を受給すると、受給期間中は130万円以上の収入があるものとして取り扱いますので、取消しの手続きが必要となります。

⑦その他の収入

その他全ての収入

3 「仕送り」状況を確認できるものについて

別居している者の被扶養者の認定については、その者の収入が認定基準額未満であることに加え、組合員からその収入以上の仕送りを受けていることが必要です。

なお、主としてその仕送りにより日常生活を営むことから、毎月一定の額が決められた日に送金されるなど恒常的に仕送りが行われていることが要件となり、その事実を客観的に確認できるものにより、扶養しているという事実を確認することになります。

〈仕送りの事実を客観的に確認できるもの〉

組合員から被扶養者へ金融機関を経由しての振込等

- 振込依頼書又は受領書の写し
- 振込又は送金のATM利用明細票(書)の写し
- 振込(送金)人である組合員氏名が記載された被扶養者名義の通帳の写し
- 受取人である被扶養者氏名が記載された組合員名義の通帳の写し
- 振込依頼人名及び振込先の口座名義が確認できるインターネットバンキングの振込完了画面のハードコピー
- 現金為替又は現金書留による送金の控え



※上記書類は被扶養者実態調査の際に提出していただきますので、大切に保管してください。

※現金の手渡しや、同一口座の通帳とキャッシュカードによる入出金はその事実が客観的に確認できないため、必ず上記の振込などにより、扶養の事実を明らかにしていただく必要があります。

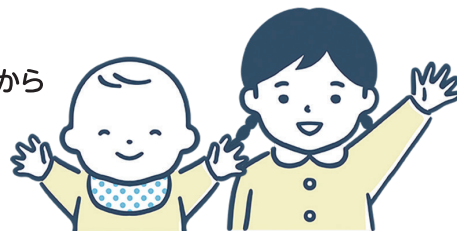
認定中の被扶養者についての注意点

“令和3年7月1日から被扶養者認定取扱基準の一部が変わりました”



被扶養者認定取扱基準
(令和3年7月)

◀「取扱基準」は共済組合のホームページから
ご覧いただけます。



主な変更点



パート・アルバイト等月々の給与が変動する方は
給与月額を基礎とした“年額判定”(年額130万円)を行います。

月額108,334円(130万円÷12月)を基本とし、3か月の平均給与額が同額以上となる場合、その時点における今後1年間の収入見込額が認定基準額の130万円以上になるとして認定取消を行ってききましたが、対象者には季節的に勤務時間が増加するケースも多く、年間でみると130万円未満である事例も少なくないことから、年額判定を行うよう改めました。

※被扶養者実態調査において、過去1年間、同一の勤務状況であった方について年間130万円未満であれば遡及取消は行いません。

(事例) 年末年始のみ勤務時間増となったが、今後増加する見込みはない。

勤務月	12月	1月	2月	3月～
給与月額	130,000	140,000	80,000	80,000見込

・3か月平均(12～2月) … $(130,000+140,000+80,000) \div 3月 = 116,666円 \geq 108,334円$

・年間見込(12～11月) … $130,000+140,000+80,000 \times 10月 = 1,070,000円 < 1,300,000円$

→ 過去1年間においても、同一の勤務条件により130万円未満との実績がある場合や、直近3か月の実績は季節的な勤務時間増であり、当該3か月を含めた今後1年間の収入でも130万円未満となる見込みであるとの勤務先の証明があれば、認定継続となります。(3か月平均で月額基準額を超えた翌月1日(3/1)付け取消の必要はありません)

給与収入者の判断基準

ア. 雇用開始(変更)時点において雇用契約書上、月額108,334円以上となることが明らか

→ “雇用開始(変更)日”付け認定取消

※別途、賞与が支給される場合は、賞与額を含め年額130万円未満かどうかを判断します。

※短期間雇用の場合、当該雇用期間のみでは年額130万円未満ですが、その後継続雇用などで年額130万円以上となる可能性があることから、当該雇用期間中(月額108,334円以上であることが確定している間)は認定できません。

イ. 雇用開始(変更)時点では、月額108,334円以上となることが想定できなかったが、直近3か月の平均が月額108,334円以上、かつ、今後も同様の勤務状況が見込まれる。

→ “3か月の平均が月額108,334円以上となった翌月1日”付け認定取消

ウ. 直近3か月の平均が月額108,334円以上であるが、季節的に勤務日数が多い時期であり、今後は勤務日数も少なく130万円以上となる見込みはない。



→ 継続認定

※パートの配偶者など130万円未満に収まるように勤務を予定されている方も多くと思われます。通年、同一の勤務条件にて勤務し130万円未満であれば問題ありませんが、万一130万円以上となった場合、勤務状況によっては、勤務開始時点に遡って取消を行う場合がありますので十分ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症対策に伴う給付金等の一時的な収入については、“恒常的収入”には含みません。

※年1回行っている被扶養者実態調査において直近1年間の給与収入が130万円以上であった場合、コロナ関係給付金など一時的なものであるとの確認が取れない限り継続認定できません。(1年未満の雇用期間の場合は雇用期間中の平均月収により判断。月平均108,334円以上の場合、“季節的又は一時的な事由であり、今後1年間の収入見込額は130万円未満”との勤務先の証明がある場合のみ継続認定)

2

別居の場合の認定要件を追加します。

認定基準上、“認定対象者の収入以上の仕送り”を行っていることが要件となりますが、仕送り額が高額となる場合など、仕送り後の組合員の生計費等に疑義が生じるケースも多かったため、“仕送り額”に関する妥当性の基準として、仕送り元世帯の1人当たりの収入額が、仕送り先世帯の1人当たりの収入額を下回る＝逆転する場合には、原則として被扶養者として認定できないよう改めました。

また、最低仕送り額について“月額5万円”としていましたが、“年間合計65万円”(収入基準額130万円÷2、1人当たりの金額)に変更します。

(事例)

	仕送り前	→	仕送り後(1人当たり生計費)
仕送り元世帯	組合員:700万円 配偶者:100万円 子2人:0 ↓ 仕送り120万円		(800万-120万)÷4人=170万円 ∧ 【認定不可】
仕送り先世帯	母:年金120万円		120万+120万=240万円

…仕送りを行うことにより、自身の生計費を上回る状況となりますので認定できません。ただし、当該仕送りを行わなければならない特段の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえ判断を行います。

(最低仕送り額)

これまで毎月5万円の仕送りを行っていた方は、新たな基準では要件を満たしません。

3

被扶養者の収入基準に「組合員の年間収入の1/2未満であること」を追加します。

令和4年10月の短時間勤務職員の共済組合加入に向けて、健康保険法(協会けんぽ)に準じた取扱いを行います。

被扶養者の収入基準

年間収入が130万円(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の場合は年額180万円)未満であって、かつ、組合員の年間収入の1/2未満であること(なお、1/2以上組合員の収入未満であっても、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者とします。)

被扶養者に該当しなくなったらすぐに届け出を!

収入の増加や就職等で被扶養者に該当しなくなったとき、届出が遅れると該当しなくなった時点までさかのぼって被扶養者の取消しを行います。

その場合、取消日以降に医療機関で受診した医療費等については、共済組合に返還していただくこととなります。

以下のような事例でさかのぼって取消しを行ったケースが多く見受けられますのでご注意ください!!

さかのぼって取り消した事例

- 1 就職による取消申告を忘れていた。
- 2 年金額が変更になり、年金額が増加した。
- 3 父母の事例で、認定対象者でない方の収入額が増加していた。
- 4 別居している者を仕送りすることにより扶養していたが、仕送り額が基準額に満たなかった。

